

《発達が気になるお子さんへの支援》

特別児童扶養手当

精神または身体に障がいがあり、日常生活に著しい制限がある児童を監護している方に、支給されます。ただし、児童が福祉施設に入所している場合など、受給できない場合があります。また、所得制限もあります。

障害児福祉手当

精神または身体に重度の障がいがあり、常時介護を必要とする児童に支給されます。ただし、児童が福祉施設に入所している場合など、受給できない場合があります。また、所得制限もあります。

自立支援医療（育成医療）制度

身体に障がいのある児童、そのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童が、その障がいを軽くしたり、機能回復を図るための手術などの医療を受ける際に医療費の一部を助成する制度です。

対象者 神栖市に住所を有し、身体に障がいのある児童、そのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童(18歳未満)

手続き 申請は入院や手術の前に行ってください。

手続きに必要なもの 自立支援医療(育成医療)支給認定申請書 自立支援医療(育成医療)意見書
 健康保険証 その他支給認定に必要なもの

児童発達支援事業所

小学校就学前の幼児期の発達に欠かせない遊びを通じて、日常生活における基本的な動作等の習得や集団生活への適応を図るとともに、保護者への指導・助言や情報交換を通じ児童の育成を支援します。詳しくは、担当課までお問合せください。

対象者 未就学の発達が気になる児童と保護者

障がい児放課後等デイサービス

障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。施設によって利用できる曜日、時間等は異なります。利用にはまず申請が必要ですので、詳しくは担当課までお問合せください。

対象者 学校通学中の発達が気になる児童と保護者